甘楽町広報

昭和35年7月15日発行　（毎月15日）　第14号

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場電話(小幡)4 44
編集　総務課広報係
印刷所　誠確堂印刷所

6月の動態

人口	14,921人
男	7,142人
女	7,779人
世帯	2,677世帯
転入	20人
転出	25人
出生	24人
死亡	12人

7月の納税

一、固定資産税　第二期
二、水稲共済掛金

◉納期内完納は、奨励金がでる、延滞金をとられない、いちばんとくです。

知事選挙7月27日

県民のためになるか！ あなたが選ぶ候補者は

私たちの知事選挙は7月1日に告示され、今月の27日が投票日です。

ただいま全県下にわたつて選挙運動が盛んに行なわれていますが、ことしは、国会を中心に国論を二分してあらそわれた安保改定問題もあつて、政治に対する県民の関心は、いつになく盛り上つていますので、その意味ではこの知事選挙は、政治家にも、一般の国民にも、非常に重要なものとみられています。

また、私たち県民にとつては今後、四年間の県政をつかさどる知事を決める、大切な選挙です。この選挙の結果が、今後の私たち県民の日常生活に有利になるか、不利になるかの大事なものですから、私たちの意志を正しく県政にあらわしていただけるような候補者を選ぶために有権者は一人ももれなく投票するとともに、この選挙が、公正に、明るく行なわれるようにいたしましょう。

一票をむだにしないで

無効投票は終戦後行なわれた選挙からみると、少しずつ減少していますが、まだまだたくさんあります。中には、政治意識がたらず、選挙の重要性をしらないで、書ける人が故意に清き一票を無効にしている、悲しむべき事実もみられます。

ご承知のように、公明選挙のおもな目的は、投票率の向上ばかりでなく、その投票が買収やもてなし、義理人情によるものでなく、選挙人の自由な考えによる、投票でなくてはなりません。その上、投票率が上昇すれば、理想選挙が達成されるわけです。

一人残らず投票を これが県民の責任

知事を選挙するのは、私たち県民の責任です。投票の権利をすてる人は、県民としての責任をはたさない人で、県政をとやかくいう資格はありません。次の表は、最近の選挙で権利をすてて投票しなかつた人数と、投票率です。

この表をみてわかることは、身近かな選挙ほど成績がよく、国会議員選挙と町長、町議選挙等のように、直接の利害関係によつて、その成績も変つています。また、いつの選挙でもいえることは、女性の投票率が、男性より悪いことです。この知事選挙を機会に、女性の一ふんばりを期待します。

選挙の種類	投票しなかつたもの（人）	投票率（％）	選挙期日
町長、町議会議員	329	96・18	34年3月8日
県議会議員	578	93・26	34年4月23日
参議院議員	1905	78・15	34年6月2日

代理投票 書けない人だけ

眼が見えない人、中風の人、身体の故障のため字の読み書きができない人のためには、代理投票の方法があつて、係が代筆して投票できます。これを希望する人は、投票所でえんりよなく申し出て、代筆による投票をしましょう。

不在者投票で お産や旅行も安心

投票日に投票所へ行つて投票できない人のために不在者投票という方法があつて、投票日の前日までは、投票できます。それも、次の四つの事由のうちどれか一つの原因で、当日投票所へ行けないという場合にかぎります。

1、町外などで仕事していること。
2、やむを得ない用務かまたは事故のため、町外などへ旅行しているか、または滞在していること。
3、(1)病気、けが、妊娠、不具お産のうちどれかのために投票所まで歩いて行けないこと
(2)監獄、少年院、または婦人補導院に収容されていること
4、交通が非常に不便な島などで規則で定められた地域に住んでいるか、滞在しているかまたは職務か業務に従事していること。

以上に関係しそうな人は係まで申し出て、不在者投票をいたしましょう。

（選挙管理委員会）

どんなものが無効票か

候補者でない人の氏名や○とか△、川柳などを書いたものは無効のうちでもばかばかしいものですが、真剣のあまり、氏名のほかに、次のようなものを書くと無効になります。

イ、氏名の下に「へ」「え」「さんえ」など
ロ、氏名の上に「呈」など
ハ、氏名の下に「万歳」と記載したもの
ニ、投票用紙に二人以上の氏名を書いたもの

以上のほかにも、無効とされるものはたくさんあります。とうとい自分の権利を使うのですから、知事にしたいと思う候補者の氏名だけを書いて、よけいなことは書かないことです。

おどりの大会 小幡小校庭で

七月二十一日ひる一時から小幡小学校庭で、婦人会と青年団の民踊大会が開かれます。みなさん、農休みの一日をおどりで楽しみましょう。

写真は中学生の桑根つこほり

〃第一中の敷地だ〃 桑根つこほる中学生

県下でもかず少ない理想的な統合中学校としてこの4月から発足した第一中学校は、新校舎ができるまで福島教場、新屋教場というなまえで、もとの中学校舎をそのまま使つています。その新校舎ができ、両教場の生徒が一しよに勉強できる日は、そう遠いことではありません。36年には、鉄筋コンクリートのすばらしい校舎が完成するはずです。いま、仕事はそれをめざして順調にすすんでいます。

◇第一中学校ではさる6月20日三年生（百十五名）、21日二年生（百七十九名）が、敷地の桑根つこほりをしました。町長はそのときのあいさつの中で「金がないから根つこほりをしてもらうのではありません。この機会を通じて福島教場と新屋教場の生徒がなかよしになつていただきたいからです」といつています。ほんとに、根つこほりを通じての汗みどろの協力の中で、生徒はなかよしになれることでしよう。

みなさん、生徒は一日も早く一しよに勉強できる日を願いながら桑根つこほりをしたのです町民全体の協力で、それをかなえてやりましょう。

校章図案を募集 第一中を象徴できるもの

福島中学校と新屋中学校が合併して4月から甘楽町立第一中学校が発足しました。そこで、そのシンボル（象徴）として、第一中学校の校章を募集します。左記規定を読んで、多数の応募をお願いします。

◇応募規定
1 甘楽町に住所を有するもの又は甘楽町に職を有するもの
2 用紙は画用紙又はケント紙とし十八センチ×二十五センチ以内とすること
3 色は三色以内
4 裏面に住所、氏名、職業（勤務先）、図案の解説明記のこと
5 送り先は第一中学校新屋教場又は福島教場
6 締切、昭和35年8月5日の午後5時まで、ただし5日消印は有効
7 応募作品は返しません。
以上により応募された作品を審査の結果一等、二等、三等各一名に薄謝を贈ります

（教育委員会）

モデル校を視察 第一中建築常任委員

さる6月23日、第一中学校建築委員会の常任委員と、その関係者の一行四十八人は、最近建築されたモデル校の視察をしました。これは、その建築構造等を見て建築士の選定や、建築全般の参考にし、りつぱな第一中学校を建築するために行なつたものです。視察した学校は、次の四校です。

◉高崎市立第四中学校、鉄筋三階建
◉群馬町立群馬中央中学校、鉄筋三階建
◉長尾村立長尾小学校、鉄筋二階建
◉安中市立台東小学校、鉄筋三階建

（教育委員会）

校舎の設計 根本氏へたのむ

第一中学校の建築常任委員会は7月1日、役場で会議をひらき、校舎の設計を前橋市の根本建築設計事務所、代表者根本梅治氏に依頼することを決定しました。

（教育委員会）

知事選挙の立候補者は四名

7月27日に行なわれる知事選挙の立候補は次の四名です（届出順による）

無所属　角田儀平治（つのだぎへいじ）
自由民主党　神田坤六（かんだこんろく）
民主社会党　肥後亨（ひごとおる）（肥後）
人道主義政治連盟　小田俊与（おだとしよ）

投票管理者決る

投票区	氏名
第一投票区	青木嘉重郎
第二〃	中島秀雄
第三〃	高橋隆造
第四〃	増田安重
第五〃	飯塚恒作
第六〃	浅香綱五郎
第七〃	斉藤吾作
第八〃	藤巻八郎
第九〃	山口京三郎
第十〃	鈴木柳一郎
第十一〃	森平恒三郎
第十二〃	黒沢錦次
開票管理者	鈴木柳一郎